



「ザ・広島ブランド」

募集案内

2020



The
Hiroshima
Brand

【募集期間】

2020年(令和2年)8月17日(月)~9月25日(金)

広島市経済観光局

I 「ザ・広島ブランド」認定制度とは

広島の特産品で特に優れたものを「ザ・広島ブランド」として認定し、全国に向けて PR することで、知名度をより高め、その消費拡大を図るとともに、広島のイメージを向上させ、地域経済の活性化及び誘客の促進を図ることを目的とする制度です。

II 認定対象

- 1 食 品： 野菜、魚介類などの一次産品と加工品に限ります。
「味わいの一品」 ※ 飲食店等において提供される料理は対象外とします。
- 2 工芸品等： 生産過程の一部又は全部が手工業的であるものとします。
「匠の銘品」 ※ すべて機械生産による特産品であっても、工芸品に類するような優れた芸術的意匠と技巧により製造されたものは対象とします。

III 申請資格

申請者は、次の全てを満たすことが必要です。

- 1 農業、林業、漁業、製造業を営み、原則として広島市内※に住所（法人その他団体にあたっては主たる事務所の所在地）を有する事業者
- 2 申請しようとする特産品が、広島市内※で、年間の生産高のおおむね2分の1以上が生産され、又は、生産過程のうちおおむね2分の1以上の部分もしくは重要な部分が行われていること。
- 3 販売開始となってから、1年以上経過している特産品であること。
- 4 他人の知的財産権（意匠権、商標権、著作権、特許権等）を侵害していないこと。
- 5 特産品の製造及び販売、その他必要な許認可を受けていること。
- 6 申請しようとする特産品が、1事業者につき、3品を超えていないこと。
（申請の時点で、既に「ザ・広島ブランド」として認定されている特産品を有している場合には、3品から当該認定産品数を差し引いた数の特産品を申請することができます。）

※ 上記1、2の条件に該当しない場合であっても、広島市の地域経済活性化と観光振興の観点から、「ザ・広島ブランド」として認定することが適当と判断する場合があります。
詳しくは御相談ください。

IV 申請方法

1 申請書の入手

広島市ホームページからダウンロードできます。

(広島市ホームページURL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-brand/179791.html>)

2 申請期間

令和2年8月17日(月)～令和2年9月25日(金)

(ご持参の場合は、土日祝を除く8:30～17:15)

3 提出方法

提出書類は、以下の区分・提出形態に基づき、紙のものは郵送又は持参によりご提出いただき、データの場合は電子メールで送付いただくか USB 等に格納してご持参ください。

※ データでの提出が困難な場合は事前にご相談ください。

<提出書類>

チェック欄	提出書類	提出形態	
		紙 (郵送か持参)	データ (メールか持参)
<input type="checkbox"/>	「ザ・広島ブランド」認定申請書		○
<input type="checkbox"/>	特産品の写真データ		○
<input type="checkbox"/>	認定基準に適合する旨を説明する資料 (商品特長等が示されたパンフレットなど)	どちらでも可	
<input type="checkbox"/>	食品表示ラベルデータ		○
<input type="checkbox"/>	食品の場合 食品表示内容に関する保健所での確認結果 (様式不問) ※ 保健所からの食品表示内容に関する確認結果、要改善事項、対応方針等についてのコメントを、申請者において記載したものを提出してください。 ※ 保健所において、本確認の対応が困難な場合は、その旨を記載してください。	どちらでも可	
<input type="checkbox"/>	特産品の製造等拠点施設の衛生状態の採点証明 (申請日前1年以内に、申請特産品の製造拠点施設を所管する保健所が発行したもの)	どちらでも可	
<input type="checkbox"/>	【個人事業者のみ】 住民票の写し(原本)(発行から3か月以内のもの)	○	
<input type="checkbox"/>	【法人事業者のみ】 定款、寄附行為その他これに準ずるもの(写し)	どちらでも可	
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書、登記簿謄本(原本) (発行から3か月以内で主たる事務所の所在地の記載があるもの)	○	

<留意事項>

- ◎ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 申請書類は、できるだけ簡潔・明瞭にご記入ください。
- ◎ 特産品価格や販売額等は、税抜価格でご記入ください。
- ◎ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

V 認定基準

次の基本要件を満たしたものを、評価基準に基づき審査を行います。

1 基本要件

広島にちなんだ自然、歴史、伝統、文化的背景又は物語性があり、かつ、安心安全な品質を備えており、さらに「ザ・広島ブランド」の知名度の向上が期待できる。

2 評価基準

- ① 技術性：高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ② 独自性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ③ 訴求性：消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。
- ④ 高品質性：味や使い勝手に優れている。
- ⑤ 意匠性：形状や色彩に優れている。

VI 審査

<審査の流れ>

基本要件の審査

(基本要件)

広島にちなんだ自然、歴史、伝統、文化的背景又は物語性があり、かつ、安心安全な品質を備えており、さらに「ザ・広島ブランド」の知名度の向上が期待できる。



1次審査

i 評価基準に基づく点数評価

(書類審査：各項目5段階評価 各20点の合計100点満点)

(評価基準)

- ① 技術性：高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ② 独自性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ③ 訴求性：消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。
- ④ 高品質性：味や使い勝手に優れている。
- ⑤ 意匠性：形状や色彩に優れている。

ii 市民等投票に基づく加点 (投票上位10位までに加点 (最大10点))



1次審査 (上記 i + ii = 満点110点) の得点が80点以上の産品を2次審査へ

2次審査 (最終審査)

i 申請事業者によるプレゼンテーション、現物 (試食含む) 審査

ii 上記プレゼンテーション等を踏まえた最終審査

※ 1次審査の「評価基準に基づく点数評価」の点数を加点・減点



2次審査 (満点100点) の得点が80点以上の産品を認定品として選定
※1次審査の「市民等投票に基づく加点」は含めない。

認定品の決定

事務局において、認定対象品であることや、申請資格を有すること、基本要件を備えていることを確認後、有識者で構成する広島市特産品等ブランド化推進審議会の委員による審査等を、前記のとおり行います。

<留意事項>

- ◎ 2次審査においては、申請者は、申請特産品をご持参のうえ、プレゼンテーションを行っていただきます。特産品が食品の場合には、試食ができるようにご準備ください。

Ⅶ スケジュール（予定）

項 目	実 施 時 期
公募開始	令和2年8月17日（月）
公募締切	令和2年9月25日（金）
1次審査（書類審査）	令和2年10月頃
1次審査（市民等投票）	令和2年11月中旬～11月末
1次審査結果送付	令和2年12月中旬頃
2次審査（現物審査・プレゼンテーション）	令和3年1月下旬頃
2次審査結果送付	令和3年2月上旬頃
認定式	令和3年2月中旬頃

※ 審査日程等については、別途、申請者にお知らせいたします。

※ 募集後、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、スケジュールの一部変更や、認定審査を中断・中止する可能性がありますので、予めご了承ください。

Ⅷ 審査結果

- 1 認 定 の 場 合 認定書を送付します。（令和3年2月頃）
- 2 不認定の場合 結果を文書でお知らせします。
1次審査：令和2年12月頃
2次審査：令和3年2月頃

Ⅸ 個人・法人情報の保護について

ご提出いただいた個人情報等は、広島市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、当該認定審査以外に使用することはありません。

X <補足> 認定されたら…

- 1 広島市が、市の広報紙やホームページへの掲載等により、広くPRします。
- 2 申請特産品について、「ザ・広島ブランド」認定品であることを称することができます。
また、特産品パッケージへのプリントやシール貼布など、「ザ・広島ブランド」ロゴマークの使用については、原則義務付けられます。(事業者負担)
「ザ・広島ブランド」卓上幟旗も貸出しております。販売場所での掲出等に積極的にご活用ください。
- 3 認定の有効期間はありませんが、認定された日から3年を経過した日の属する年度ごとに報告書の提出が必要となります。
- 4 広島市は、広島内外あるいは全国に向けた、あらゆる「ザ・広島ブランド」認定品のPR・販売促進の機会の提供等を行いますので、積極的にご参加ください。
(例) 広島内外・首都圏における見本市や商談会への出展、百貨店やホテルでの展示・販売会への出展、海外におけるイベントでのPRなど
- 5 経営、技術の両面で、公益財団法人広島市産業振興センターが実施する専門家の指導、相談を無料で受けることができます。ただし、業種や地域などにより、御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
詳しくは、中小企業支援センターへご連絡ください。
※ 中小企業支援センター
広島市西区草津新町一丁目 21 番 35 号 (広島ミクスビル内)
電話 082-278-8032
- 6 必要に応じて、事業所への訪問や調査・検査等を行うことがあります。
また、調査等の結果、次の場合には、認定を取り消すことがあります。
 - ① 申請要件を満たさなくなったと認められたとき
 - ② 認定基準に適合しないと認められたとき
 - ③ 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき
 - ④ 生産又は販売を1年以上中止し、又は廃止したことが判明したとき
 - ⑤ 認定事業者から、認定取消の申し出があったとき
 - ⑥ 「ザ・広島ブランド」の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったと認められたとき

XI 申請書提出先・お問い合わせ先

広島市役所 経済観光局 産業振興部 商業振興課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 広島市役所本庁舎 5階

TEL 082-504-2318

(土日祝を除く 8時30分~17時15分)

FAX 082-504-2259

Eメール syogyo@city.hiroshima.lg.jp